

刑	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			

刑 企 第 4 9 号
令 和 7 年 9 月 2 日

各 所 属 長 殿

刑 事 部 長

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係規定の適切な運用について

「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第39号。以下「改正法」という。）が令和7年5月23日に公布され、改正法第3条の規定（電磁的記録をもって作成される文書を偽造等する行為についての処罰規定（以下「電磁的記録文書等の偽造等に係る罰則規定」という。）及び公務員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機等を損壊するなどの方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせない行為等についての処罰規定（以下「電子計算機損壊等による公務執行妨害に係る罰則規定」という。））及び改正法第24条の犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「通信傍受法」という。）別表第2第2号の改正規定（通信傍受の対象犯罪の追加に係る規定）については、同年6月12日に施行された。

改正法の趣旨等については、「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の公布について」（令和7年9月2日付け刑企48号。以下「公布通達」という。）により示されたところであるが、下記の点に留意し、関係規定の適切な運用を推進されたい。

記

1 電磁的記録文書等の偽造等に係る罰則規定の趣旨等

(1) 趣旨

近時、モバイル端末が広く普及し、電磁的記録として作成・編集され、保存される様々な文書を、同端末の映像面に表示して人に見せることにより、様々な電磁的記録が紙媒体の文書と同様に利用されるようになっている。

そのような中、他人になりすまして虚偽の内容の電磁的記録を作成し、インターネット上で悪用する行為が社会問題化している上、改正法の全面施行後は、電磁的記録による令状の発付及び執行が可能になることに伴い、電磁的記録による令状を偽造して、悪用する事案の発生も懸念されている。

この点、改正前の刑法では、文書又は図面として表示されて行使されることとな

る電磁的記録（以下「電磁的記録文書等」という。）は、それ自体では人の知覚によって認識することができず、可視性及び可読性がないことから、文書偽造罪等という文書等に該当せず、電磁的記録文書等を偽造する行為等について同罪等により処罰できない場合があった。

そこで、改正法においては、文書等と同様の機能を営む電磁的記録の社会的信頼を保護する観点から、電磁的記録文書等を偽造する行為等について改正前の文書偽造罪等と同様の対処をすることができるよう、電磁的記録文書等を対象とする電磁的記録文書等偽造等の罪を創設することとされた。

(2) 概要

以下の行為をした場合には、それぞれの規定により処罰されることとなる。

ア 公電磁的記録文書等偽造等の罪（改正後の刑法第155条関係）

(ア) 行使の目的で、公務所・公務員の電磁的記録印章等を使用して公務所・公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造し、又は偽造した公務所・公務員の電磁的記録印章等を使用して公務所・公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造した場合

(イ) 公務所・公務員が電磁的記録印章等を使用して作成した電磁的記録文書等を変造した場合

(ウ) (ア)及び(イ)のほか、公務所・公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽変造した場合

イ 虚偽公電磁的記録文書等作成等の罪（同法第156条関係）

公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の電磁的記録文書等を作成し、又は電磁的記録文書等を変造した場合

ウ 電磁的免状等不実記録の罪（同法第157条第2項関係）

公務員に対し虚偽の申立てをして、電磁的記録文書等その他の電磁的記録であって、免状、鑑札又は旅券の全部又は一部として用いられるものに不実の記録をさせた場合

エ 偽造公電磁的記録文書等行使等の罪（同法第158条第1項関係）

アからウまでの電磁的記録文書等を行使し、又はウの電磁的記録を人の事務処理の用に供した場合

オ 私電磁的記録文書等偽造等の罪（同法第159条関係）

(ア) 行使の目的で、他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造し、又は偽造した他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造した場合

(イ) 他人が電磁的記録印章等を使用して作成した権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録文書等を変造した場合

(ウ) (ア)及び(イ)のほか、権利、義務又は事実証明に関する私電磁的記録文書等を偽変造した場合

カ 虚偽電磁的記録診断書等作成の罪（同法第160条関係）

医師が、公務所に提出すべき電磁的記録文書等であって、診断書、検案書又は死亡証明書の全部又は一部として用いられるものに虚偽の記録をした場合

キ 偽造私電磁的記録文書等行使の罪（同法第161条第1項関係）

オ又はカの私電磁的記録文書等を行使した場合

ク 公電磁的記録印章等偽造及び不正使用等の罪（同法第165条関係）

(ア) 行使の目的で、公務所・公務員の電磁的記録印章等を偽造した場合

(イ) 公務所・公務員の電磁的記録印章等を不正に使用し、又は偽造した公務所・公務員の電磁的記録印章を使用した場合

ケ 公電磁的記録記号偽造及び不正使用等の罪（同法第166条関係）

(ア) 行使の目的で、公務所の電磁的記録記号を偽造した場合

(イ) 公務所の電磁的記録記号を不正に使用し、又は偽造した公務所の電磁的記録記号を使用した場合

コ 私電磁的記録印章等偽造及び不正使用等の罪（同法第167条関係）

(ア) 行使の目的で、他人の電磁的記録印章等を偽造した場合

(イ) 他人の電磁的記録印章等を不正に使用し、又は偽造した電磁的記録印章等を使用した場合

(3) 擬律判断等に係る留意事項

ア 電磁的記録文書等について

改正後の刑法においては、公文書等偽造等罪、虚偽公文書作成等罪、偽造公文書等行使等罪、私文書偽造等罪及び偽造私文書等行使罪の客体に文書又は図画に加えて、電磁的記録文書等も含まれることとなるところ、既遂時期等その擬律判断に当たっては、改正前の刑法における文書偽造の罪等と同様に行うものと考えられる。

この点、電磁的記録文書等とは、文書又は図画として表示されて行使されることとなる電磁的記録をいうところ、当該電磁的記録をモバイル端末の映像面に表示させて人に示す際に、当該電磁的記録が文字又はこれに代わるべき可視的・可読的符号を用い、ある程度永読し得る状態において、物体上に記載された意思又は観念を表示させるかどうかなどの点に留意して検討すること。

例えば、投資詐欺の手段としてSNS上で他人に示すために、著名人の名義を無断で使用し、特定の者になりすまして、虚偽の内容の電磁的記録を作成し、SNS等に掲載する行為等については、改正後においては、作成する行為につき私電磁的記録文書等偽造罪、掲載する行為につき私電磁的記録文書等行使罪として処罰できるものと考えられる。

イ 電磁的記録印章等について

電磁的記録印章等とは、印章又は署名として表示されることとなる電磁的記録をいい、当該電磁的記録が電子計算機の映像面等に表示され、人の知覚によって認識することができる状態となったときに、印章又は署名としての機能を果たす

こととなる電磁的記録をいうところ、例えば、以下に掲げるものが当てはまり得る。

(ア) 電磁的記録文書等のうち作成名義人の氏名等の表示に係る部分

電磁的記録文書等において、テキストデータ又はタッチペンを用いて記述された作成名義人の氏名等を表示するもの。

(イ) 電子印鑑

電磁的記録文書等において、特定の人・組織を表象するものとして事前に作成された印影様のものを表示するもの。

ウ 公正証書原本不実記載等について

改正後の刑法第157条第2項では、電磁的記録文書等その他の電磁的記録であって、免状等の全部又は一部として用いられるものに不実の記録をさせる行為を処罰する。

例えば、免状である運転免許については、運転免許証又はマイナンバーカードに組み込まれたＩＣチップにその記載事項が記録されるところ、公務員に対し、虚偽の申立てをし、免状等のＩＣチップに不実の記録をさせる行為については、改正後の刑法第157条第2項の電磁的免状等不実記載として処罰することができるものと考えられる。

エ その他

(ア) 附帯決議の趣旨等を踏まえた運用について

本改正法については、衆議院及び参議院において、電磁的記録文書等偽造罪等の適用に当たり、ＳＮＳへの投稿等が過度に広汎に罰せられることにより表現の自由が不当に抑制されないよう留意する旨の附帯決議がなされていることから（公布通達別添4及び5参照）、本附帯決議の趣旨等を踏まえた運用に留意すること。

(イ) 在留カード電磁的記録及び特別永住者証明書電磁的記録の偽造等の処罰規定の施行期日について

改正後の出国管理及び難民認定法においては、行使の目的で、在留カードとして表示されて行使されることとなる在留カード電磁的記録を偽造等した場合や、行使の目的又は人の事務処理を誤らせる目的で、偽造等され、又は不正に作られた在留カード電磁的記録を保管等した場合には、処罰されることとなる。

また、同様に、改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法において、行使の目的で特別永住者証明書として表示されて行使されることとなる特別永住者証明書電磁的記録を偽造等した場合や、行使の目的又は人の事務処理を誤らせる目的で、偽造等され、又は不正に作出された特別永住者証明書電磁的記録を保管等した場合も処罰されることとなる。

これら規定については、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号。）の施行の日（令和8年6月20日までの制令で定める日）

から施行されることとなるため、事務処理上誤りのないよう留意すること。

2 電子計算機損壊等による公務執行妨害に係る罰則規定の趣旨等

(1) 趣旨

近時、情報通信技術の進展等により、警察官等の公務員がその職務の執行に電子計算機を用いる状況が生じており、改正後の刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の下においても、例えば、電磁的記録による令状を警察官がタブレット端末等の映像面に表示させて相手方に提示して執行することなどが予定されている（同法第201条第1項第2号）。

この点、改正前の刑法の公務執行妨害罪は、公務員が職務を執行するに当たり、「暴行又は脅迫を加え」る行為を対象としているため、公務員が職務に使用する電子計算機の動作を妨げる行為をしたとしても、職務執行を行っている公務員に対する直接又は間接の暴行又は脅迫に当たらない限り、同罪は成立しないこととなる。

そこで、改正法においては、公務を適切に保護する観点から、電子計算機の動作を妨げることにより公務の執行を妨害する行為に対しても同罪と同様の対処をすることができるよう、電子計算機の動作を妨げる行為による公務執行妨害について、電子計算機損壊等公務執行妨害罪を創設することとされた。

(2) 概要

公務員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくはその職務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせた者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処するものである（改正後の刑法第95条の2）。

(3) 擬律判断等に係る留意事項

判例によれば、業務妨害罪の「業務」には、一定の公務が含まれると解されているところであり、公務員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機の動作を妨害する行為をした場合に、当該行為が電子計算機損壊等業務妨害罪（刑法第234条の2）の構成要件に該当することもあり得ると考えられる。

例えば、警ら時や各種届出の受付時における、警察官が使用する端末の損壊や当該端末に対する不正指令については、電子計算機損壊等業務妨害罪と電子計算機損壊等公務執行妨害罪の両罪が成立し、これら両罪は観念的競合の関係に立つと考えられる。

他方で、電子令状をタブレット端末の映像面に表示させて令状を提示する際に、妨害電波を発するなどして当該タブレット端末の動作を妨げた場合には、電子計算機損壊等公務執行妨害罪は成立するものの、妨害された公務が強制力を行使する局面に至っている権力的公務であるため、電子計算機損壊等業務妨害罪は成立しないものと考えられる。

また、公務員の執行する職務に使用する電子計算機に対し、物理的損壊を加える行為をしてこれを損壊し、当該行為が当該公務員に対する直接又は間接の「暴行」

に当たり得る場合には、公務執行妨害罪と電子計算機損壊等公執行妨害罪の両罪の構成要件に該当して両罪が成立し得ることとなり、これら両罪は観念的競合の関係に立つと考えられる。

3 通信傍受の対象犯罪の追加に係る規定の趣旨等

(1) 趣旨

通信傍受法は、同法に対象犯罪として規定する罪に関連する通信のみを傍受することができることとしており（同法第3条第1項）、その対象犯罪として、現金等の財物を取得する類型の強盗罪（刑法第236条第1項）・詐欺罪（同法第246条第1項）・恐喝罪（同法第249条第1項）を掲げているものの、これらの罪の犯罪行為と同様の方法により財産上の利益を取得する類型の強盗罪（同法236条第2項）・詐欺罪（同法第246条第2項）・恐喝罪（同法第249条第2項）は掲げていない。

もっとも、近年、組織的な詐欺事案等の手口や態様が変容しており、例えば、被害者に電子マネーを購入させ、そのID等を犯人側に伝達させるなどして財産上不法の利益をだまし取るなどする手口や、被害者に暴行・脅迫を加えて、犯罪グループが用意したコインアドレスに暗号資産を移転させるなどして財産上不法の利益を得る態様の集団強盗事案も発生している。

このような財産上の利益を取得する類型の組織的な詐欺等の事案は、犯罪として重大であり、通信傍受以外の捜査手法によっては事案解明が極めて困難である場合がある一方で、犯罪グループ構成員間の犯罪関連通信を傍受して客観的証拠を収集することの必要性・有用性の点が極めて高いものである。

現時点において、現金等の財物を取得する類型の詐欺罪等と比較して、犯罪の重大性においても、通信傍受の現実的な必要性・有用性の点においても、差はないと考えられる。

そこで、改正法においては、犯罪捜査のための通信傍受の対象犯罪に刑法第236条、第246条及び249条の各条の2項に規定される犯罪を追加することとされた。

(2) 概要

通信傍受法別表第2第2号に掲げる通信傍受の対象犯罪に、刑法第236条第2項、第246条第2項及び第249条第2項の罪を加えるものである（改正後の通信傍受法別表第2第2号へ及びト）。

(3) 運用上の留意事項

刑法第236条、第246条及び第249条の各条の2項に規定される犯罪を捜査するに当たっては、必要に応じて、通信傍受の活用についても検討すること。